



宮 崎 県 公 報

平成19年6月28日(木曜日) 第 1891 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○あらたに生じた土地の確認…………… (市町村課) 1	頁
○土地収用法に基づく事業の確定…………… (用地対策課) 1	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 3	

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3	
公 告	
○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成18年度	
経営状況の通知…………… 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○県営土地改良事業の計画の変更 (2 件) …… (“) 5	
○入札公告…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 578号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項の規定により、公有水面埋立てによってあらたに生じた次の表に掲げる土地を確認した旨、串間市長から届出があった。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

あらたに生じた土地

串間市大字都井字西谷1423番4の地先の514.69平方メートル

上記地番は、平成19年1月18日の登記記録による。

宮崎県告示第 579号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
小林市
- 2 事業の種類
小林市立市民病院改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
小林市大字細野字一本杉地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本事業は、土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第 3 条第 24号に規定する「地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当する。
このため、本事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
小林市立市民病院 (以下、「小林市民病院」という。) は、「小林市立市民病院事業の設置等に関する条例」に基づき、小林市が設置を行うものである。

小林市は、本事業を行うに当たり、地域住民や医師等からなる「小林市立市民病院改築基本計画策定委員会・幹事会」を設置し、平成18年3月に改築の必要性や市民病院のあり方等を検討し、「小林市立市民病院改築基本計画」を策定した。平成19年から十年間の市のあり方を定めた「小林市総合計画」においても「助け合いともに生きる生涯現役のまち」として医療の充実を掲げ、「小林市民病院改築基本計画」に沿った小林市民病院の改築を定めている。

また、平成18年度及び平成19年度において、予算計上を行っており、起債についても小林市議会の承認を得ているなど財源措置が講じられており、小林市は、事業を遂行する十分な権能を有すると認められる。

以上により、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号要件への適合性について

① 申請事業の施行により得られる公共の利益について

小林市民病院は、昭和47年5月に現在地に移転新築され、小林市内唯一の公的医療機関として地域医療を担っている。

また、宮崎県が平成15年5月に策定した「第4次宮崎県保健医療計画」においては、周辺のえびの市、高原町、野尻町を合わせた西諸医療圏の中核病院として、2次救急医療施設や救急告示施設、災害拠点病院の指定を受け、また、第二種感染症指定医療機関とされるなど小林市内に留まらない広域的な役割を担うこととされている。

しかしながら、近年の疾病構造の変化や医療技術の進歩、施設の老朽化等により、以下の問題が生じている。

ア 医療需要の変化に対応するため、病床の再編や医療機器の導入を行った結果、施設が狭隘となり医療法施行規則の構造設備基準を満たさない病室が多数ある状況となり、日常の診療活動に支障が出るばかりでなく、患者にも負担を与えている。

イ 昭和56年に改正された建築基準法施行令の耐震基準を満たしておらず、被災時に災害拠点病院としての機能を十分

発揮できるか危惧されている。

ウ 西諸医療圏には、小林市民病院以外に大規模な医療施設がなく、疾病によっては患者を遠方に搬送せざるを得ず、患者に大きな負担をかけている。

本件事業は、現在の病院施設の隣接地に新たな施設を建築することで、施設の抜本的な改善を図るものであり、上記の諸問題を解消し、西諸医療圏における中核医療施設として、安心と信頼のもてる医療体制の確立に寄与し、高齢化の進展による今後の医療需要の増加にも対応するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により宅地及び畑が失われるが、起業地は、小林市街地の周辺にあり希少動植物の報告もなく、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、試掘調査においても文化財は発見されていない。なお、起業地周辺に住家が多くあるため、住環境への影響が考えられるが、起業者は、騒音等を軽減し工期短縮を図る工法を採用するなど施工中の影響の軽減に努めるとしている。

以上のように、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、

- ア 交通の利便性
- イ 移転による診療活動への影響
- ウ 給排水設備や配電等の整備状況

等の条件を満たす3つの候補地を比較した結果、申請案は、現在の病院敷地と隣接する市有地を利用するため、民地の潰れ地が少なく、現在の小林市民病院の社会的インフラがそのまま利用可能である。また、隣接地であるため、移転に当たっての診療活動への影響も他の案と比較して少なく、事業費の面でも最も経済的である。

以上のように、本件事業の起業地は、最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は十分存するものと認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

① 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)①で述べたように、小林市民病院を改築し、西諸医療圏における安心と信頼のもてる医療体制の確立に寄与することを目的とした事業である。建築基準法施行令の耐震基準や医療法施行規則の構造施設基準を満たしていない現在の施設の改善は、他に中核医療施設のない西諸医療圏の現状と併せ、緊急の課題である。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、病院施設に必要な機能を実現するための施設、駐車場、通路等の設置に必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

③ 収用し又は使用する公益上の必要性

以上から、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
小林市立市民病院事務所

宮崎県告示第 580号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月28日から平成19年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
104	県道	霧島公園小林線	小林市大字細野字夷守4922番6地先から同市同大字同字4892番3地先まで	旧	7.4 ~ 12.7	582.0
				新	10.8 ~ 13.9	582.0

宮崎県告示第 581号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月28日から平成19年7月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥陀五日市線	小林市大字北西方字西ノ迫6131番52地先から同市同大字	旧	19.6 ~ 26.5	33.0
				新	20.0 ~ 35.4	33.0

		同字6131番 52地先まで			
--	--	-------------------	--	--	--

宮崎県告示第 582号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月28日から平成19年 7 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
104	県道	霧島公園小林線	小林市大字 細野字夷守 4922番 6 地 先から同市 同大字同字 4892番 3 地 先まで	平成19年 6 月28日

宮崎県告示第 583号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月28日から平成19年 7 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥陀五日市線	小林市大字 北西方字西 ノ迫6131番 52地先から 同市同大字 同字6131番 52地先まで	平成19年 6 月28日

宮崎県告示第 584号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 竹の枝尾地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東白杵郡椎葉村大字大河内字上岳ノ枝尾2024-43
2	” ” ” ” 2024-37
3	” ” ” ” 1939-98
4	” ” ” ” ” ”
5	” ” ” ” ” ”
6	” ” ” ” ” ”
7	” ” ” ” ” ”
8	” ” ” ” ” ”
9	” ” ” ” ” 2026-1
10	” ” ” ” ” 2024-43
11	” ” ” ” ” ”
12	” ” ” ” ” ”
13	” ” ” ” ” ”

2 松ヶ原地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東白杵郡門川町大字川内字松ヶ原1258-2
2	” ” ” ” 1258-1
3	” ” ” ” ” ”
4	” ” ” ” ” ”
5	” ” ” ” ” 1281
6	” ” ” ” ” 1262-4
7	” ” ” ” ” 1262-5
8	” ” ” ” ” 1260-2 地先道路敷
9	” ” ” ” ” 1259-5 地先道路敷

3 塩浜第 3 地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱29号を結んだ線により囲まれた土地の区域

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市塩浜町 2 丁目1951-10
2	” ” ” ” 1930-1
3	” ” ” ” ” ”
4	” ” ” ” ” ”
5	” ” 鶴ヶ丘 1 丁目1930-10
6	” ” ” ” ” ”
7	” ” ” ” 1930-9
8	” ” ” ” 1931-6
9	” ” ” ” 1934-30
10	” ” ” ” 1924-7
11	” ” ” ” 1936
12	” ” ” ” 1953-19
13	” ” ” ” 1953-31
14	” ” ” ” 1934-26

15	延岡市鶴ヶ丘 1 丁目1955-1
16	” ” 1953-27
17	” ” ”
18	” 塩浜町 2 丁目1952-3
19	” ” 1946-1
20	” ” ”
21	” ” 1953-ロ
22	” ” 1935
23	” ” 1938-2
24	” ” 1933-27
25	” ” 1933-21
26	” ” 1933-19
27	” ” 1933-38
28	” ” 1932-1
29	” ” 1951-7

4 角田第 3 地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 21 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 21 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市北方町角田字堀中尾丑655-1
2	” ” ” 上ノ原丑663-5
3	” ” ” 日操 丑601-8
4	” ” ” 上ノ原丑650-3
5	” ” ” ” 丑601-1
6	” ” ” ” ”
7	” ” ” 日操 丑637-1
8	” ” ” 上ノ原丑602-1
9	” ” ” ” ”
10	” ” ” 日操 丑637-1
11	” ” ” 上ノ原丑609-2
12	” ” ” 日操 丑616-2
13	” ” ” 日操 丑618-2
14	” ” ” ” 丑630-3
15	” ” ” ” 丑635-3
16	” ” ” ” 丑637-6
17	” ” ” ” 丑637-15
18	” ” ” ” 丑637-5
19	” ” ” ” 丑637-19
20	” ” ” ” 丑637-22
21	” ” ” 堀中尾丑650-1

5 中村地区

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 4 号までを順次結んだ線、標柱 4 号と標柱 7 号を平成15年宮崎県告示第 609号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱 7 号と標柱 8 号を結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字中村9154
2	” ” ” ” 9153-1

3	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字中村9153-1
4	” ” ” ” 9121-1
5	” ” ” ” ”
6	” ” ” ” ”
7	” ” ” ” 9116-1
8	” ” ” ” 9154

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 263条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第 3 項の規定により公表する。

平成19年 6 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	709
加入戸数	843,001戸
共済委託契約金額	7,511,809,878,000円
火災共済掛金	1,008,826,395円
被災戸数	460戸
火災共済給付金	393,510,652円
特定給付金	15,350,690円
復興建築助成戸数	115戸
復興建築助成金	51,982,005円
住宅災害見舞戸数	2,789戸
住宅災害見舞金	41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,008,826,395円
建物管理の部収入	44,055,982円
その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計 (A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計 (B)	3,941,324,213円

(2) 支出

事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定資産等取得支出	2,466,757,940円
当期支出合計 (C)	3,338,489,155円
当期収支差額 (A)-(C)	549,036,734円
次期繰越収支差額(B)-(C)	602,835,058円

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 6 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	大 里 敏 夫	日之影町大字七折9031番地口
副理事長	杉 本 繁 喜	日之影町大字七折 14363番地
理 事	甲 斐 正 志	日之影町大字七折7854番地
理 事	工 藤 依 昭	日之影町大字七折9172番地
理 事	工 藤 紀 治	日之影町大字七折9260番地
理 事	佐 藤 憲 正	日之影町大字七折9653番地
理 事	甲 斐 藤 男	日之影町大字七折 10420番地
理 事	黒 木 忠 一	日之影町大字七折 11214番地 2
理 事	甲 斐 公 明	日之影町大字七折 12760番地 2
理 事	桐 木 務	日之影町大字七折 13638番地
監 事	菊 池 健 生	日之影町大字七折8314番地
監 事	戸 高 利 徳	日之影町大字七折 11491番地

(任期：平成23年5月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	大 里 敏 夫	日之影町大字七折9031番地口
副理事長	杉 本 繁 喜	日之影町大字七折 14363番地
理 事	甲 斐 正 志	日之影町大字七折7854番地
理 事	菊 池 健 生	日之影町大字七折8314番地
理 事	榊 田 隆 盛	日之影町大字七折9106番地
理 事	鳥 飼 豈 由	日之影町大字七折9514番地
理 事	甲 斐 藤 男	日之影町大字七折 10420番地
理 事	戸 高 利 徳	日之影町大字七折 11491番地
理 事	甲 斐 公 明	日之影町大字七折 12760番地 2
理 事	桐 木 務	日之影町大字七折 13638番地
監 事	佐 藤 憲 正	日之影町大字七折9653番地

監 事	田 崎 則 夫	日之影町大字七折 11831番地
-----	---------	------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、紙屋第二地区県営土地改良事業（野尻町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年6月28日から平成19年7月27日まで
- 縦覧場所
野尻町役場

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、ひえつき地区県営土地改良事業（椎葉村、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年6月28日から平成19年7月27日まで
- 縦覧場所
椎葉村役場

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 競争入札に付する事項
 - 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
 - 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - 供給期間 平成19年10月1日午前0時から平成20年9月30日午後12時まで
 - 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
 - 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 契約に係る特約事項
 - この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

<p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 平成19年宮崎県告示第 339号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が(その他)のものであること。</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第 170号)第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号880-8509 電話番号(代) 0985-31-0110</p> <p>(2) 期間 平成19年 6 月28日から平成19年 8 月 7 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成19年 6 月28日から平成19年 8 月 7 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 平成19年 8 月 7 日午後 5 時00分</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。</p> <p>7 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部 102会議室</p> <p>(2) 日時 平成19年 8 月 8 日 午後 1 時30分</p> <p>8 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2 号)第 100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県警察本部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号880-8509電話番号(代) 0985-31-0110</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p>	<p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.</p> <p>(2) Time limit for tender:5:00.p.m. 7,August,2007</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division,Police Administration Department,Miyazaki Prefectural Police Headquarters,1-8-28 Asahi,Miyazaki City,880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110 ext.2232</p>
--	---